

令和4年度中小企業等外国出願支援事業に係るQ&A

公益財団法人ひろしま産業振興機構

Q.1 みなし大企業でも申請できるか？また「みなし大企業」とはどのような企業を指すか？

A できません。本補助事業の目的である「中小企業者等による諸外国での戦略的な産業財産権の取得に向けた外国出願を促進すること」を鑑みれば、中小企業者等であっても、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合（いわゆる「みなし大企業」）については、支援対象とすべき理由が乏しいため、他の中小企業向け補助金と同様に、支援対象外です。

本補助金の「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
- ② 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
- ③ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している。
- ④ 資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている。

※ 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

Q.2 個人事業主でも申請できるか？

A できます。ただし、国内外を問わず、事業を行っていることが条件です。

Q.3 地域団体商標に係る外国出願の場合の支援の対象者は？

A 地域団体商標に係る外国出願の場合は、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及びNPO法人が対象となります。

Q.4 外国法人は対象となるか？

A 本補助事業は、我が国の中小企業者等のグローバル展開を知財面より後押しするものであり、日本に所在する外国法人については、既にグローバル展開を行っており、その外国出願まで支援するものではありません。本補助事業でいう「中小企業者等」とは当然に「我が国」の中小企業等を指し、日本の法人登記が必要です。よって、外国法人は本補助事業の対象にはなりません。

なお、外国資本が入っていても日本の法人登記がされている者（いわゆる外資系企業）であれば、「我が国」の中小企業に該当しますので、当然に本補助事業の対象となります。

Q.5 対象となる外国出願はどのようなものか？

A 中小企業者等による申請時点において、既に日本国特許庁へ出願済であって、かつ本補助事業の

採択後、年度内に外国特許庁へ同一内容の出願を行う予定の案件が対象となります。よって、補助事業者からの交付決定前に外国出願した案件は対象となりません。

※ 本補助事業では、日本国特許庁に対して行っている出願を基礎として、これと同一内容（特許法に定められている補正の範囲内、さらには基礎出願をまとめる場合も含む。）で行う予定の外国出願が対象であり、いわゆる外国への第1国出願（日本国特許庁への基礎出願がないもの）は対象とはなりません。ただし、特許にて PCT 出願を用いて外国出願するにあたり日本国も指定する場合、及び、意匠にてハーグ出願を用いて外国出願するにあたり日本国も指定する場合は、日本国特許庁に対して基礎出願をしたとみなします。

※ 日本国特許庁への出願は、当該補助年度内である必要はありません。

※ 優先権主張期間内に外国特許庁へ出願する案件が対象となります（商標登録出願、意匠のハーグ出願で日本国を指定する場合を除く）。

Q.6 商標の場合、日本国特許庁に行っている基礎出願をアルファベット表記又は現地語等に翻訳している案件は対象となるか？

A 基礎出願の訳語は基礎出願と同一内容とみなしますので、対象となります。原則として国内基礎出願と同一内容の出願が助成対象となりますが、優先権主張を伴わない商標の直接出願に限り、出願国での使用形態等に応じたやむを得ない変更について、その必要性が認められる場合は、「同一内容」の範囲として認めることがあります。事前に産振構へお問い合わせください。

交付申請書の「7.外国特許庁への出願に関する出願計画の内容」欄に変更を必要とする理由等を記載するとともに外国出願を予定する商標（案）を提出してください。また、変形して外国出願する商標についての出願国での商標先行登録調査が必要です。審査で、「同一内容」の範囲でありやむを得ない変更と認められた場合に、助成対象となります。採択後の変更は原則認められません。採択後やむを得ず変更しなければならない場合は、産振構の承認が必要です。採択後の変更とならないよう、交付申請の前に、代理人等と出願内容について十分にご検討ください。

なお、①マドプロで出願する場合、②パリルートで優先権主張する場合は、制度上、日本語の商標を基礎として現地語に翻訳した商標を外国出願することができません。

①マドプロで出願する場合

マドプロ制度においては、日本の基礎出願と外国出願する商標の「商標の同一性」が厳格に求められるため、日本国特許庁に行っている基礎出願を現地語に翻訳したものについては、その文字の形状等が異なることから、同一性要件を満たさないため、マドプロ出願することができません。

②パリルートで優先権主張する場合

商標のパリルートについては、優先権主張する場合、日本語の商標と文字の形状等の同一性が必要となります。よって、翻訳した商標については、日本語の商標出願を基礎として、翻訳した商標を出願することができません。

Q.7 欧州特許庁や欧州商標意匠共同体への出願は対象となるか？

A 欧州への出願（欧州特許庁又は欧州共同体商標意匠庁への出願手続）についても、1国に対する出願と同趣旨ですので対象となります。ただし、欧州特許庁から EPC 加盟国への移行手続きにつ

いては、登録査定後のみとなりますので、出願後に発生する費用となるため対象にはなりません。

Q.8 国内弁理士等から国内又は外国の代理人等に再度出願手続きを委託した場合、当該事業者への仲介手数料は対象となるか？

A ①国内弁理士等から国内の仲介事業者を介して実際の出願国の現地代理人に出願を依頼するケースや、②国内弁理士等から現地代理人へ出願手続きの間に、第三国の代理人が介在したケースにおける仲介手数料の類は、国内弁理士等が直接出願国の現地代理人へ依頼すれば要しない費用であるため、原則対象となりません。ただし、当該国へ出願をする際に、仲介業者や第三国の代理人を利用しないと出願が困難であるといった特段の事情がある場合（出願国が通常はあまり出願しないような途上国である等）は、仲介手数料を支払うことも可能です。この場合、仲介業者や第三国の代理人を利用しなければならなかった理由、及び仲介業者や現地代理人からの請求書等の内訳より、仲介手数料の金額等について確認する必要があります。事前に産振構へお問い合わせください。

Q.9 印紙代は助成対象となるか？

A 日本国特許庁へ納付する手数料（印紙代）は対象外となります。

Q.10 海外でかかる税金（海外付加価値税（VAT）等）は助成対象となるか？

A 海外でかかる税金については対象外となります。

Q.11 共同出願は対象となるか？

A 共同出願については、特許料等の軽減措置と同様に、出願に関する中小企業者等の持ち分比率に応じた費用のみが補助対象となります。ただし、実際に中小企業者等が出願時に負担している費用額を超えた額を助成対象経費とすることはできません（実施要領第4条第3項）。

この確認のため、様式第1-1（又は1-2）の交付申請書及び様式第6による実績報告書には、当該企業の持ち分割合及び費用負担割合の確認がとれる契約書等の写しの添付が必要です（交付申請時と実績報告時の内容に変更等がなければ、実績報告時の再提出は不要）。

例①) A社（中小企業）とB社（大企業）の共同出願のケースで、それぞれの持ち分比率がA社1/2、B社1/2、出願にかかった費用100万円すべてA社が負担した場合。
→助成対象経費は中小企業の持ち分により、50万円、助成額は25万円となります。

例②) A社（中小企業）とB社（大企業）の共同出願のケースで、それぞれの持ち分比率がA社9/10、B社1/10、出願にかかった費用が100万円。ただし、費用負担割合はA社、B社とも1/2（50万円ずつ）の場合。
→助成対象経費は中小企業の持ち分から算出すると90万円となりますが、A社の負担額は50万円であり、中小企業の負担額（50万円）を超えた額を助成対象経費とすることはできないため、助成対象経費は50万円、助成額は25万円となります。

例③) A社（中小企業）とB社（中小企業）の共同出願（特許）で、A社、B社とも補助金の申請を

してきたケース。それぞれの持ち分比率がA社1/2、B社1/2、出願にかかった費用360万円をそれぞれ半額ずつ負担した場合。

→通常どおり計算すると助成対象経費は中小企業の持ち分により180万円ずつ、助成額は90万円となる。ところ、A社B社双方から申請があるため、1案件あたりの上限額が150万円を超えてしまうことになります。よって、こういった場合については、上限額150万円を持ち分比率で割り、A社B社とも75万円ずつの助成額となります。

Q.12 外国特許庁への出願についての査定状況について

A 募集要領の8及び9(2)にあるように、本補助事業により行った外国特許庁へのすべての出願について、査定結果を受領するまで、毎年3月末現在の査定状況を5月末日までに、産振構に報告してください。(実施要領様式第9)

また、支援企業の実態や要望を分析し、今後の施策の検討等に活かすため、国及び産振構等が本補助事業完了後5年間行う状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等)にご協力をお願いします。

過年度の本補助事業による外国特許庁へ出願を行っている中小企業者等が、新たに本補助事業の活用を希望する場合、過年度出願分の査定状況の報告及びフォローアップ調査への協力を行っていることを確認します。(交付申請書に、「過去における本補助金の支援実績」の欄が設けられています。)

Q.13 助成金の支払手続はどうなるのか?

A 募集要領の9(1)にあるように、原則として、精算払により交付します。すなわち、外国特許庁への出願、及び弁理士等の代人への支払い完了後に、産振構に提出していただき、この実績報告を踏まえて、産振構が補助金額を確定し、補助金を交付します。

なお、特別な事情がある場合は、財務省協議で承認を受けた上で、概算払をすることができます。

Q.14 暴力団排除にかかる誓約事項とは?

A 経済産業省では、平成26年4月より、原則、経済産業省内すべての補助事業において暴力団排除の取組を実施することとなり、本補助事業も対象となりました。

間接補助事業者からの暴力団排除にあたっては、以下の取組を行います。

- (i) 実施要領別紙の「暴力団排除に関する誓約事項」(以下、「誓約事項」という。)記に該当する者が行う事業については交付対象としないこと
- (ii) 間接補助事業者が誓約事項に同意すること
- (iii) 誓約事項に違反した場合には交付決定の取消しを行うこと

間接補助事業者は、交付申請書の提出をもって、実施要領別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に同意したものとし(実施要領第25条)、交付申請書には役員等名簿を添付しなければなりません。なお、役員等には監査役も含まれます。